運　営　規　定

学校法人金木学園

認定こども園　金木幼稚園

認定こども園金木幼稚園運営規定

制定日：令和２年１２月１日

（施設の名称等）

第１条　学校法人金木学園が設置する幼稚園型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　認定こども園金木幼稚園

　（２）　所在地　青森県五所川原市金木町朝日山７７番地１

（施設の目的）

第２条　認定こども園金木幼稚園（以下、「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第３条　当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

２　　当園は、利用子どもの意志及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

３　　当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４　　当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

５　　当園は、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）[就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）]及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）その他の関係法令を遵守して運営する。

（ 提供する特定教育・保育の内容）

第４ 条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

（ 保護者に対する子育て支援の内容）

第５ 条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

２ 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

３ 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

（ 職員の職種、員数及び職務の内容）

第６ 条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（ １ ） 園長 1 人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

（ ２ ） 副園長 1 人

副園長（ 教頭） は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

（３ ） 主幹教諭 1 人

主幹教諭は、園長（ 及び副園長）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、幼児の教育をつかさどる。

（４ ）主任保育教諭 1 人

指導教諭は、幼児の教育をつかさどり、教諭その他の職員に対し、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

（ ５ ） 教諭 ３人（ 常勤３人、非常勤０人）

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

（ ６ ） 保育士 ４人（ 常勤３ 人、非常勤１ 人）

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての

子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（７） 調理員 ２ 人（ 常勤１人、非常勤１人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

（ 学期）

第７ 条 １ 年を次の３ 学期に分ける。

（ １ ） 第１ 学期 ４月１ 日 から ７ 月３１ 日 まで

（ ２ ） 第２ 学期 ８月１日 から １２月３１日 まで

（ ３ ） 第３ 学期 １月１日 から　 ３月３１日 まで

（ 特定教育・保育を行う日）

第８ 条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

２ 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

（ １ ） 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（ 昭和２ ３ 年法律第１ ７ ８ 号） に規定する休日

ウ 学年末休業（ ３ 月２５ 日から３月３１ 日まで）

エ 学年年始休業（ ４月１ 日から４ 月　５日まで）

オ 夏季休業（ ７月２５日から８月１５ 日まで）

カ 冬季休業（　１２月２４ 日から　１月１０日まで）

キ その他園長が必要と認めた日

（ ２ ） 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（ 昭和２ ３ 年法律第１ ７ ８ 号） に規定する休日

イ 年始休日（ １ 月　１日から１ 月３ 日）

ウ 年末休日（ １ ２ 月２ ９ 日から１ ２ 月３ １ 日）

３ 当園は、前２ 項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

４ 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（ 特定教育・保育の提供を行う時間等）

第９ 条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（ １ ） 保育標準時間認定に係る保育時間（ １ １ 時間） は、午前　７時００ 分から午後

６ 時００分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

（ ２ ） 保育短時間認定に係る保育時間（ ９ 時間） は、午前　７時００ 分から午後４時００分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

（ ３ ） 教育標準時間は、平日は　午前　９ 時００ 分から午後３時００分　とする。

２ 当園の開所時間は、次のとおりとする。

午前７時００分から午後６時３０分。

３ 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る

保育時間（ １ １ 時間） 及び保育短時間認定に係る保育時間（ ９ 時間） の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

４ 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

（ 利用者負担その他の費用等）

第１０条 当園は、五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第１３条第１項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

２ 当園は、五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第１３条第４項の規定により、別表１ に掲げる実費を徴収する。

３ 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表２ に掲げる費用を徴収する。

（ 利用定員）

第１１条 利用定員は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学年 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 計 |
| １号 | ― | ― | ― | 5人 | 5人 | 5人 | 15人 |
| ２号・３号 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 30 人 |
| 合計 | 5人 | 5人 | 5人 | 10人 | 10 人 | 10 人 | 45人 |

（ 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第１２条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

２ 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準

時間認定子どもの数の総数が、第37条に定める利用定員の総数を超える場合においては、五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第39条第２ 項の規定により、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

３ 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

４ 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

（ 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第１ ３ 条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

２ 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

（ １ ） 子ども・子育て支援法第１ ９ 条第１ 項第１ 号から第３ 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

（２ ） 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

（３ ）市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（４ ） その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（ 緊急時等における対応方法）

第１４条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（ 非常災害対策）

第１５条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（ 虐待の防止のための措置）

第１６条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（ 秘密保持）

第１７条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２ 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

（ 苦情解決）

第１８条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

２ 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

３ 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４ 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

（ 記録の整備）

第１９条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５ 年間保存する。

（ １ ） 特定教育・保育の提供に当たっての計画

（ ２ ） 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

（ ３ ） 五所川原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第１ ９ 条の規定する市への通知に係る記録

（ ４ ） 苦情の内容等の記録

（ ５ ） 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（ その他運営についての重要事項）

別表１ （ 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容、負担を求める理由、目的 | 金額 |
| 給食費 |  | 月額3,500円（1号）  月額4,500円（2号） |
| 特別教材費（１号・２号児のみ） |  | 年額4,000円程 |
| バス利用料（利用児のみ） |  | 月額1,500円 |
| 父母の会費 |  | 年額6,000円 |
| 用品代 |  | 必要に応じて |
| その他 | 行事経費・卒園児積立・写真代 | 必要に応じて |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 金額 |
| 教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担 | 日額（月～金）100円  　　（土曜日、長期休業日）200円 |